

食品安全委員会農薬第四専門調査会

第31回会合議事録

1. 日時 令和6年4月25日（木） 10:00～10:30

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

石井専門委員、楠原専門委員、駒田専門委員、佐藤専門委員、高木専門委員、
永田専門委員、藤井専門委員、藤島専門委員、本多専門委員、安井専門委員

(専門参考人)

小野専門参考人、小林専門参考人、杉原専門参考人

(食品安全委員会)

浅野委員長代理、脇委員

(事務局)

中事務局長、紀平評価第一課長、横山室長、栗山室長補佐、柴田室長補佐、
糸井専門官、鈴木専門官、駒林係長、鈴木係長、山守係長、貞廣専門職、
藤原専門職、

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 農薬第四専門調査会専門委員等名簿（令和6年4月現在）

参考資料1 令和6年度食品安全委員会運営計画

参考資料 2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について

6. 議事内容

○栗山室長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第31回農薬第四専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

事務局の室長補佐を務めます栗山と申します。僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては、一般傍聴及びWeb会議システムの映像をYouTubeによりライブ配信することにより公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

本日、農薬第四専門調査会の専門委員10名、専門参考人3名に御出席をいただいております。

それでは、このたび4月1日付けをもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たります。

山本委員長の御都合がつかせませんでしたので、浅野委員長代理より御挨拶をさせていただきます。

○浅野委員長代理

皆さん、おはようございます。食品安全委員会の浅野でございます。

このたびは専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長代理として御礼申し上げます。

内閣総理大臣名の令和6年4月1日付け食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員が所属する専門調査会は、委員長が指名することになっており、先生方が農薬第四専門調査会に所属する専門委員として指名されました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。先生方には、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での審議に御参画いただきますようお願いいたします。

また、通常私どもが考える科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な回答、真理を求めていくものです。一方、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、レギュラトリーサイエンスの1つであると考えられております。リスク評価では、あるときは限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることもあるという点も御理解いただきたいと思います。

なお、食品安全委員会の審議につきましては、原則公開ということになってございます。この農薬第四専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行うことが多くなるかと思えます。しかし、議事録は公開となっております。先生方の御経験を生かした御発言や最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様に広く御理解いただけて、情報の共有に資するものと考えてございます。

さて、この農薬第四専門調査会は、個別の農薬について調査審議を行うために設置されています。そして、調査審議をいただく農薬につきましては、委員長から指定させていただくことになっております。食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝など幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力をいただけますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

次に、本日配布しております資料の確認をお願いいたします。

議事次第、座席表のほか、資料1-1として食品安全委員会専門調査会等運営規程、資料1-2として食品安全委員会における調査審議方法等について、資料1-3として「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、資料2として農薬第四専門調査会専門委員等名簿、参考資料1として令和6年度食品安全委員会運営計画、参考資料2として生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について。

以上でございます。不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

資料はホームページにも掲載されております。

なお、本日はWeb会議形式を利用して参加されている先生もいらっしゃいますので、Web会議の注意事項を3点お伝えします。

1つ目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイクは発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただきますようお願いいたします。

2つ目、こちらは発言時の内容となりますが、御発言いただく際には、まずお手元の意思表示カードの「挙手」と記載された方をカメラに向けてください。万が一映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能等を使用して挙手いただきま

す。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室いただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局又は座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにして、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です。」と御発言いただき、マイクをオフとする形で対応をお願いいたします。

3つ目、こちらは接続不良時の対応ですけれども、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくことで切替えができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですがチャット機能を利用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合は、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事（2）として専門委員等紹介です。専門委員につきまして、私のほうからお名前の五十音順に御紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしていただき、御所属や専門分野など一言御挨拶をいただけましたら幸いです。発言を終わられました方は、マイクをオフでお願いいたします。

では、紹介させていただきます。まず、石井雄二専門委員。

○石井専門委員

国立医薬品食品衛生研究所の石井と申します。毒性を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○栗山室長補佐

続きまして、楠原洋之専門委員。

○楠原専門委員

東京大学薬学部の楠原です。よろしくお願いいたします。専門は薬物動態学です。

○栗山室長補佐

続きまして、駒田致和専門委員。

○駒田専門委員

近畿大学理工学部の駒田致和と申します。今年度からこちらに入らせていただきました。御迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくお願いいたします。専門は実験動物を用いた神経発生と発達毒性です。

以上です。

○栗山室長補佐

続きまして、佐藤洋専門委員。

○佐藤専門委員

岩手大学の佐藤洋と申します。よろしくお願いいたします。専門は一般毒性になります。

○栗山室長補佐

続きまして、高木篤也専門委員。

○高木専門委員

元国立医薬品食品衛生研究所の高木と申します。どうぞよろしく申し上げます。専門は一般毒性です。

○栗山室長補佐

続きまして、永田清専門委員。

○永田専門委員

元東北医科薬科大の永田と申します。動物代謝を専門としておりますが、ちょっと一言。前年度までで私はもう退職だと思っておりましたが、数日の誤差でもう二年間皆様に御迷惑をおかけすると思えます。恐らく最年長になったのではないかと思いますけれども、ぼけをかますようになったら強制的に退去させてください。よろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、藤井咲子専門委員。

○藤井専門委員

化合物安全性研究所の藤井でございます。生殖発生毒性を担当いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、藤島沙織専門委員。

○藤島専門委員

今年度より専門委員を引き受けさせていただくことになりました化学物質評価研究機構の藤島と申します。遺伝毒性を担当いたします。よろしく願いいたします。

以上です。

○栗山室長補佐

続きまして、本多一郎専門委員。

○本多専門委員

前橋工科大学の本多です。植物代謝のところを主に担当させていただきます。よろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、安井学専門委員。

○安井専門委員

国立医薬品食品衛生研究所の安井と申します。遺伝毒性を担当させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○栗山室長補佐

以上10名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人として小野敦専門参考人。

○小野専門参考人

岡山大学の小野敦といいます。よろしくお願ひします。担当は一般毒性です。

○栗山室長補佐

続きまして、小林健一専門参考人。

○小林専門参考人

労働安全衛生総合研究所の小林健一と申します。専門は生殖発生毒性です。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

続きまして、杉原数美専門参考人。

○杉原専門参考人

広島国際大学薬学部の杉原と申します。担当は動物代謝になります。よろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

以上3名の専門参考人に御出席をいただいております。

中山真義専門参考人は、本日御都合により御欠席との連絡をいただいておりますので、お名前だけの御紹介とさせていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました農薬に関する専門調査会の主担当の浅野委員、それから副担当の脇委員が出席しております。

事務局につきましては、本日、中局長、紀平評価第一課長、そのほか評価第一課から事務局員が参加しております。

また、事務局の人事異動について御報告いたします。4月1日付けで専門官の落合が異動しまして、後任として専門職の貞廣が着任しております。

また、係長の原田が異動しまして、後任として係長の鈴木が着任しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事(3)の専門調査会の運営等についてでございます。課長の紀平のほうから説明させていただきます。

○紀平評価第一課長

それでは、お手元の資料1-1から1-3を使いまして、運営規程等について御説明させていただきます。

まず、資料1-1、食品安全委員会専門調査会等運営規程を御覧ください。こちらのほうに専門調査会の運営に関する規定がございます。かいつまんで要点を御紹介させていただきますと、例えば第2条で専門調査会の設置などについての規定がございます。こちらを御覧いただきますと、第3項に座長選任に関する規定がございます。専門調査会に座長を置き、その座長は専門委員の互選により選任するとされております。

また、その下、第5項を御覧いただきますと、座長代理に関する規定がございます。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するというふう

規定されております。

また、進んでいただきますと下の方、第4条に専門調査会の会議の運営に関する規定がございます。2ページ目にお進みいただきまして、第3項を御覧いただきますと、こちらに専門参考人に関する規定がございます。座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、出席を求めることができるとされております。このような規定に基づきまして、専門調査会を運営していきたいと思っております。

また、3ページ目を御覧いただきますと、食品安全委員会における各専門調査会の所掌範囲について記載がございます。農薬のところを御覧いただきますと、第一から第五までの専門調査会がございます。このうち第四専門調査会につきましては、先ほど浅野委員長代理からの挨拶にもありましたとおり、委員長が指定するものについて調査審議をお願いすることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料1-2を御覧ください。資料1-2、食品安全委員会における調査審議方法等についてでございます。こちらは右肩にありますように、本年1月に改正されておりますので、その内容も含めて御説明させていただきます。

1基本的な考え方にありますとおり、食品安全委員会における食品健康影響評価につきましては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行うこととしております。

この中立公正という観点から、次の2の項目において、専門委員等が調査審議に参加できない場合などについての規定が記載されております。具体的に申し上げますと、①としまして、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社、これを特定企業というふうに書いておりますけれども、特定企業から金品等を取得している場合という規定がございます。こちらは2点、記載の見直しといたしますか明文化されたものがございます。まず1点目は、冒頭にありますように委員等本人に加えまして、又はその家族という規定が明文化されております。その家族の範囲は、一親等の者であって生計を一にする場合となっております。もう一点は、金品の取得金額についてですけれども、2ページ目の下のほう、別表というところにこれまで企業ごとの金額という記載がございました。これにつきまして、1ページ目の2の(1)①、先ほど御紹介した5行目ですけれども、合計額が500万円を超える場合という規定が明文化されたということになります。

また、そのほかの場合としまして、②特定企業の株式を保有している場合、③特定企業の役員等に就任している場合、④対象品目の申請資料の作成に協力した場合、続きまして、2ページ目、⑤リスク管理機関の審議会の長である場合、⑥中立公正を害するおそれがあると認められる場合という記載がございます。

これらにつきまして、次の(2)にありますように確認書を専門委員の方々から御提出いただくこととしております。その確認書の様式は、こちらの資料の4ページ目でございます。これらの確認書につきましては、下の(4)にありますとおり、専門調査会の都

度、確認をさせていただくという形を取っております。

次の資料1-3には、本日の開催に併せまして、事前に御提出いただいた確認書をおつけしております。

説明は以上でございます。御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしければ、また今後とも、確認書の提出等、お手を煩わせることとなりますけれども、中立公正な審議の確保の観点から御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○栗山室長補佐

それでは、続きまして、議事（4）座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。どなたか御推薦ございませんでしょうか。

藤井専門委員。

○藤井専門委員

藤井です。座長につきましては、佐藤専門委員が適任と考えますので、御推薦申し上げます。

以上です。

○栗山室長補佐

そのほかいかがでしょうか。

本多先生、挙手カードが挙がっています。本多先生、お願いします。

○本多専門委員

本多です。私も佐藤専門委員が適任だと考えますので、御推薦いたします。

以上です。

○栗山室長補佐

ただいま藤井専門委員、本多専門委員から、佐藤専門委員を座長にという御推薦がございました。そのほかいかがでしょうか。そのほかございませんでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に佐藤専門委員が互選されました。

それでは、佐藤座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○佐藤座長

佐藤です。御推薦ありがとうございます。座長という大役ですが、前小野座長のようによく進行と取りまとめができるかいささか不安ではありますけれども、自分なりに務めさせていただきたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございますので、座長代理の指名をお願いいたします。なお、これ以降の議事の進行は佐藤座長をお願いいたします。

○佐藤座長

それでは、座長代理を指名させていただきたいのですけれども、私からは、毒性学分野で広く御活躍の石井専門委員をお願いしたいと思いますが、石井先生、いかがでしょうか。

○石井座長代理

石井です。承知いたしました。お引き受けいたします。

○佐藤座長

ありがとうございます。

それでは、石井座長代理から一言御挨拶いただきましたので、よろしくをお願いいたします。

その他の議事に移りたいと思います。

まず、令和6年度食品安全委員会運営計画についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長

では、説明させていただきます。お手元の参考資料1、令和6年度食品安全委員会運営計画を御覧ください。食品安全委員会におきましては、毎年度、その年度の運営に当たりまして、この運営計画というものを策定しております。そして、その年度一番最初の専門調査会の回でこの運営計画について御紹介させていただいているものとなります。本日、本年度最初の回となりますので、御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、PDFでいうと3ページ目、下のほうのページ番号でいきますと1ページ目を御覧ください。頭のほう、審議の経緯の記載がございます。本年2月に企画等専門調査会におきまして御審議いただいた後、2月6日の食品安全委員会において報告し、30日間、国民からの意見の募集を行っております。その後、3月19日の食品安全委員会におきまして策定されたというものとなります。

おめくりいただきまして、PDF4枚目、2ページ目を御覧ください。内容については、前年どおりのものもありますので、かいつまんで御紹介させていただきます。第1に事業運営方針がございます。第2としまして委員会の運営全般に関する記載がございます。こちらは基本的には従前どおりなのですけれども、その下のほう、(5)リスク管理機関との連携の確保についてでございます。こちらは食品衛生基準行政が本年4月、今月から厚生労働省から消費者庁に移管されております。こういったことも踏まえまして、引き続きリスク管理機関との連携を確保することとしております。

また、(6) 委員会におけるDXの取組につきましては、昨年度から記載を充実しております。こういったデジタル技術の活用に向けた取組を進めているというものでございます。

次に、第3食品健康影響評価の実施についてです。こちらは1の(1)にリスク管理機関から評価要請された案件についてということで記載がございます。この中で「特に」という記載がございまして、農薬再評価についての記載がございます。こちらは従前どおりですけれども、引き続きこちらの専門調査会でも御協力をよろしくお願いいたします。

また、下のほう、2評価ガイドライン等の策定等についてという記載がございます。おめくりいただきまして、次のページに進みますと「また」ということで書いてあるのですけれども、これまでベンチマークドーズですとかAmes、(Q)SARについての指針や手引きを策定してきております。これらがそろそろ実用の段階に入っているということで、これらの対応の方針、方向性についても、それぞれ個別の専門調査会でも既にお願ひしているところもありますけれども、食品安全委員会全体としても検討を行っていくものとなります。

次のページ、5ページ目、PDF7枚目にお進みいただきまして、第5食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進に関する記載がございます。食品安全委員会において進めている研究調査事業につきましては、こちらにありますロードマップに基づいて行っているものとなります。1の(3)を御覧いただきまして、ロードマップを踏まえた優先実施課題の策定といった記載がございます。

次のページにお進みください。4としまして、このロードマップについて改正に関する記載がございます。こちらのロードマップはおよそ5年ごとに見直しを行っておりますけれども、今年が改正を行う年となっております。今後の長期的な課題の整理を行い、このロードマップの改正を行っていくこととしております。

次の第6リスクコミュニケーションにつきましては、従前どおりいろいろな媒体、機会を通じまして取り組んでいくということで記載の整備を行っております。

少し飛んでいただきまして、11ページ目、PDFですと13枚目にお進みください。第9国際協調の推進がございます。こちらは国際会議のほうもフェース・トゥ・フェースのミーティングが増えてきておりますので、引き続きこういった会議にも参加していくというものとなります。具体的なものとして、本年4月にコーデックスの会議の記載がございます。汚染物質部会が書いてありますけれども、そのほかコーデックスの関連の会議、ちょうど先週、今週開催されておりますので、それぞれ参加しているということとなります。

また、次のページにお進みいただきまして、JMPRやOECDの農薬作業部会などについての記載もがございます。こういったものに引き続き取り組んでいくこととなります。

以上、要点だけでしたけれども、お時間のあるときにでもお目通しいただければと思います。

以上でございます。

○佐藤座長

ありがとうございます。

以上、事務局から運営計画についての説明がありましたけれども、何か御質問、御意見などございますでしょうか。

ないようですね。

それでは、続いて、事務局より説明をお願いいたします。

○栗山室長補佐

事務局よりもう一点お願いします。

参考資料2をお開きください。この参考資料2に基づきまして、食品安全委員会決定の一部改正を御説明申し上げます。

こちらは4月2日の第936回食品安全委員会の資料の抜粋となっております。タイトルにございます法律等がこの4月に施行されまして、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことなどに伴いまして、食品安全委員会決定が一部改正されてございます。1ページ目の2ポツの改正の概要の中で、(1)と(5)が農薬が関係してくる文章となっております。変更内容は新旧対照表の農薬関係の部分をちょっと抜粋しております。この資料の例えば3ページ目を御覧いただきますと、一番下の表です。右下のところ、現行では厚生労働省となっていたところが、左側の改正後では消費者庁に変更になってございます。ほかも同様のものでございまして、いずれも規定の整理という内容になります。

以上でございます。

○佐藤座長

ありがとうございます。

以上、事務局から食品安全委員会決定の一部改正の御説明がありましたけれども、何か御意見、御質問ありませんでしょうか。

なければ、事務局のほうでほかに何か連絡事項はありますでしょうか。

○栗山室長補佐

特にございません。

○佐藤座長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第31回農薬第四専門調査会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

以上